

## **An examination of art librarianship training in college institutions**

SASAKI Mio  
KIKAWADA Akemi

---

This study tries to reveal how to train “Art librarians” who can play a role of subject material specialists in the field of art by developing, implementing and verifying the special programs in the collaboration with Kyoto Seika university library, Kyoto International Manga Museum, and faculty member of the librarianship courses.

This project, which started in 2017 on a trial basis in the librarianship courses and is now in its third year, aims to establish a method of training art librarians in our institutions by offering reference exercises specialized in art and manga by university librarians, and providing special lectures such as workshops on conservation of materials by the librarian at the Kyoto International Manga museum. In addition, both two sites offer the opportunity to host student interns.

This paper focuses on reporting the 2019 programs and discusses future developments in the effective operation of the arts library training program in librarianship courses.

# 大学機関における芸術図書館員養成の検討

佐々木 美 緒 SASAKI Mio

木川田 朱 美 KIKAWADA Akemi

## 1. はじめに

本取組みは、図書館全体の業務のほか芸術分野の主題資料専門家としての役割を担うことも可能な「芸術図書館員」を養成するためのプログラムを、京都精華大学情報館（以下、情報館）、京都国際マンガミュージアム（以下、マンガミュージアム）、司書課程教員と共同で立案、実施、検証を行い、芸術図書館員養成のための実践的な課程内容や課題を明らかにするものである。

2017年度から試験的に開始し現在3年目を迎えている本取組みは、大学機関における芸術図書館員養成の方法を確立することを目的に、これまでに実施してきたプログラムで示された課題を踏まえ改善を加えながら実施している。本稿では司書資格課程内で実施した2019年度の取組みを中心に報告するとともに、今後の展開について検討する。

## 2. 芸術図書館員とは

芸術系大学の図書館を始めとした、芸術分野の諸資料を多量に扱うことが使命となる図書館では、美術書や図録、写真集等の専門資料の収集、芸術全般の映像資料・録音資料の保存や活用、それら資料の一元的管理や資料の共有、システムの構築が必要となる。そこで働く図書館員には、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画といった芸術分野への理解、国内外の芸術資料系データベース、美術館資料室などの芸術系資料を扱う国内外の機関等、芸術全般とそれら資料を扱う知識が要求される。さらに、近年ではマンガやアニメーション等メディア芸術の学術研究を行う大学や研究者の増加に伴い、新たな図書館情報資源の取扱いに関する対応にも迫られてい

る。そういった課題に対応するために、芸術系大学の図書館員は下記3点の知識を併せ持つことが期待される。

### ①図書館に関する知識

図書館法（昭和25年法律第118号）において図書館員は、「図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること」(第3条3項)、また文部科学省・司書については、「都道府県や市町村の公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員<sup>1)</sup>」という表現でその責務を規定されている通り、図書館の専門的な業務に関する知識を持つことが望ましい。

### ②芸術分野そのものに関する知識

文化芸術基本法(平成13年法律第148号)において、芸術とは「文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊」(第8条)、また「その他の芸術、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)<sup>2)</sup>」(第9条)とされており、その中で芸術系大学図書館は、それぞれの大学が扱う芸術分野、学生や教職員の専門領域に関する知識を持つことが望ましい。

### ③芸術分野諸資料に関する知識

各芸術系大学が扱う芸術分野、専門領域にかかわる資料、ならびにそれらの調査研究、制作、展示、上映、公演、保存ならびに技能の継承に携わる学生や教職員が必要とする資料、国内外の芸術系資料の検索ツールに関する知識を持つことが望ましい。

本稿で示す「芸術図書館員」とは、芸術分野における主題資料専門家に近い役割を果たすことが出来る図書館員である。主題資料専門家とは『図書館情報学用語辞典』第5版によると「特定主題や学問分

野の専門的知識を持つ図書館員で、その主題領域の資料選択と評価に責任を持つ。『サブジェクトライブラリアン』とも呼ばれる。大学図書館や大規模公共図書館で主題部門制を採用している場合、資料形態にかかわらず、その特定主題の資料管理、閲覧、貸出からレファレンスサービスなどを一元的に行う主題専門図書館員を指す<sup>iii)</sup>とされているが、特に、「芸術図書館員」は、上記で挙げた「図書館」「芸術」「芸術系諸資料」3点の知識に精通し、図書館全体の業務のほか芸術分野の主題資料専門家としての役割を担うことも可能な図書館員のことを指すものとす

### 3. 芸術図書館員養成プログラムの実施

本プログラムを開始するにあたり、芸術図書館員養成のためのワーキンググループを立ち上げた。メンバーは、本学司書課程教員、大学職員、情報館委託職員業務統括責任者、業務委託事業担当者、マンガミュージアム専任司書で構成されており、実施するプログラムに応じて、現場の情報館委託職員が支援に加わった。ワーキンググループのメンバーには、芸術図書館員養成である本取組みの趣旨を伝え、改善を加えながら教育方法を確立し、継続的な取組みにしていくことへの理解を得た。また、それぞれが個別に担当するプログラムに携わるだけでなく、全体の内容、学生の状況を把握することができるよう、月1回定例会を開催し、共有する場を設けた。2019年度に実施したプログラムと開講した司書課程の講義は下記の通りである。

#### 3.1 プログラムの詳細 (表1)

##### ①京都国際マンガミュージアム専任司書による講義 (図書館情報資源概論・図書館サービス特論)

京都国際マンガミュージアムの調査相談室、専任司書によるマンガの管理をテーマに講義を実施した。内容はマンガミュージアムにおける資料の利活用、管理、保存を扱い、その他にマンガミュージアムで採用している資料の保存方法について学生が実践的に学ぶことができるワークショップを行った。資料保存の具体的な方法を学ぶために、実際にマンガミュージアムが採用しているOPP袋やテープのり等をワークショップに用いることで、長期に渡り資料を保存していくためにどのような工夫をしているのか実践を通して学んだ。受講者はその館の利用の傾向や資料の特性により保存処理の方法が異なることを学ぶことができる。

また講師の許諾を得て、講義とワークショップを録画し、動画を配信、一部の学生に限定的に公開した。補講期間で別の授業と重なり出席することのできなかった学生へオンデマンド資料として利用するとともに、今後他の授業の教材としても活用する。

##### ②パスファインダーの作成 (情報サービス演習1)

パスファインダーとは、「利用者に対して、特定の主題に関する各種情報資源や探索方法を紹介・提供する初歩的なツール。通常、その図書館のコレクションやサービスを対象として作成される。」<sup>iv)</sup>ものである。テーマは教員があらかじめ提供している、芸術分野のテーマや大学に関わるテーマ (例：ゲーム、映画、アニメ、ライトノベル、ZINE文化、京都の方言、岩倉、マリ共和国、ジェンダー、違法薬物)その他自由テーマを選択することが可能である。本学図書館のパスファインダーを作成することは、すでに芸術図書館としての役割を担っている情報館が扱う情報資源を中心に情報を構成することが求められるため、情報館の所蔵資料はもちろんのこと、参考図書・オンラインデータベース・ウェブ上の情報源について広く知る機会を持つと共に、学

表1. 芸術図書館員のための実施プログラム

|   | 開始年 | 開講講義   | 取組み                 | 講義内容                   |   |
|---|-----|--------|---------------------|------------------------|---|
| ① | 前期  | 2018年度 | 図書館情報資源概論・図書館サービス特論 | 京都国際マンガミュージアム専任司書による講義 | 資料保存について  |
| ② |     | 2018年度 | 情報サービス演習1           | パスファインダーの作成            | 情報館で学生向けに配布することを目標にしたパスファインダーの作成  |
| ③ | 後期  | 2017年度 | 情報サービス演習2           | 京都精華大学情報館図書館員による講義     | 芸術・デザイン・マンガ等に特化したレファレンスツールの紹介、芸術系資料に関するレファレンス演習、オンライン情報源・冊子体参考資料の比較検索演習 |
| ④ |     | 2017年度 | 図書館情報資源特論           | 京都国際マンガミュージアムフィールドツアー  | 図書館の情報資源としてのマンガ資料の取扱いについての実地学習  |
| ⑤ | 実習  | 2018年度 |                     | 京都精華大学情報館              | 図書館業務実習   |
| ⑥ |     | 2019年度 |                     | 京都国際マンガミュージアム          | 調査相談室の業務実習  |

生自身が利用者として情報館を活用する能力を得ることも期待できる。

### ③京都精華大学情報館図書館員による講義（情報サービス演習2）

図書館におけるレファレンス対応について講義を受け、レファレンス演習を行う。各学生には、所属する学部に関連したレファレンス課題が出題され、情報館の資料、オンラインデータベースを使ってレファレンス回答を作成する。回答の作成が終わったら、同じ学部の学生と資料の相談し、回答を共有する。その後、代表者が回答を発表する。最後に、情報館スタッフより学生の回答に対する講評、模範回答の解説を受ける。レファレンスの設問は以下に示す。

- ・芸術学部：波佐見焼の特徴について知りたい。最近の波佐見焼に関する資料や作品の写真も見たい。
- ・マンガ学部：明治期のマンガについて知りたい。漫画家や作風について。
- ・デザイン学部：プロダクトデザイン領域の考え方の一つで「不便益」という考え方があるらしい。どのようなものなのか知りたい。
- ・人文学部：源氏物語の中に出てくる色についてどんな色でどんな表現があるか知りたい。できれば実際に色もみたい。

情報サービス系科目（情報サービス論・情報サービス演習1、2）の総括という位置づけで、情報館の図書館員2名による芸術系に特化したレファレンスの講義や事例を学び、実際に情報館内の冊子体の参考資料・一般書・オンライン情報源を使用しながら、設問に回答する検索演習を実施した。芸術系のテーマは、インターネット上の検索エンジンで検索するよりも冊子体の方が早く回答が見つかることもある、という事例について演習を通して学ぶことで、図書館員としての検索姿勢だけではなく、冊子体を意識的に使う、検索ツールの選択肢を増やす等、日常的に実施している自らの検索を省察する機会にもつながった。

### ④マンガミュージアム・フィールドツアー（図書館情報資源特論）

選択科目である図書館情報資源特論における専門資料論の一部として、マンガを専門的に扱うマンガミュージアムに2017年度から訪れており、2018年から本プログラムの一部として実施している。普段入ることのできない地下書庫で、マンガという独特な資料の管理のためにどのような取り組みがなされているかを専門司書の先導に従って見学した。既存の分類法を用いない書架分類や、帯やカバーを守るた

めの装備の方法、切り抜き資料の保存方法等について実際に目にして、手に取って、学ぶ機会を得ている。

### ⑤情報館実習

実施期間：2019年9月13日～9月20日（合計5日間）

実習内容：閲覧4日 目録1日

実習内容：

1日目

- ・カウンター（貸出・返却）・目録装備（資料ID・背ラベル貼付・修理）

2日目

- ・ILL・相互利用（ILLについて説明、依頼・受付実地）

3日目～5日目

- ・広報・企画・展示

課題：所属学部（芸術・デザイン・マンガ）で活用できる資料を紹介し、情報館の利用を促進させる方法を考え、実施する。

2018年度に行った情報館実習の課題として、図書館実習を授業として開講していない本学の司書課程において、学生への事前告知や実習生への指導、実習後のフィードバック等の時間を十分に設けることができなかったことをあげた。そこで、2019年度は司書課程の各授業で募集要項を配布し、説明会を実習の2ヶ月前に司書課程教員2名で行い、実習の趣旨や昨年度のプログラム内容等、学生が十分に検討できるような期間と機会を設けた。その後、実習が確定した学生には事前説明会を情報館で開催し、現場のスタッフの方からの注意事項、データベース習熟度チェック、事前課題が周知された。また、実習後のフィードバックを担当教員と行い学生の実習での学びをヒアリングすることで、理論と実務の一体化が学生に図られていること、今後の実習実施における改善や課題等を確認した。

### ⑥マンガミュージアム実習

実施期間：2020年2月20日～2月27日（合計5日間）

実習内容：

1日目

- ・外務省主催 第13回日本国際漫画賞 受賞者の本を一階万博棚に陳列
- ・最優秀賞の作品が2月20日に届いたので書誌、所蔵データ入力と装備（ラベル貼付、カバーリング）をして、既に準備してある三作品と共にコーナーへ陳列。
- ・データ入力：スリーエース株式会社の目録管理
- ・研究閲覧室利用予約者の資料準備(2月23日(日)分)
- ・予約者毎にまとめて置き、「予約本」の札を載せ



て付箋へ予約日を記入

#### 2日目

- ・第13回日本国際漫画賞 受賞者一行が来館したので、準備、対応、色紙描画補助と案内。

#### 3日目

- ・書庫出納と資料の取り扱い研修
- ・閉架での雑誌付録の管理：ひとつひとつを袋に入れ、日付などの記載された情報の紙を付録毎に入れて陳列

#### 4日目

- ・常設展リニューアル後の資料業務 場所：北館3階 研究閲覧室
- ・コーナー8の資料検索 所在記号調べ 地下収蔵庫4 海外資料棚への代本板作成
- ・2/21（金）に対応した第13回日本国際漫画賞受賞者が描いた4枚の原画色紙をファイルへ収納

#### 5日目

- ・研修の総まとめ レファレンス調査発表と研修内容発表

2019年度新たに芸術系図書館員養成プログラムで開始したのがマンガミュージアムでの実習である。実習の告知、実習先での専任司書による事前説明会、実習生の事前学習会は情報館の実習生と同様に行い、実習内容はマンガミュージアムの司書の方に一任した。マンガミュージアムの職員の発案で実習最終日に成果報告会が実施され、学生の実習先での体験や学びを直接知る機会が設けられた。報告会には、マンガミュージアム事務局長、職員、研究員、大学司書課程教員、情報館職員、スタッフ等がよばれ、実習生のレファレンス調査について全員で講評を行った。

## 4. 今後の展開

2019年度はこれまでに実施していた取組みを司書課程科目で芸術図書館養成プログラムとして効果的に運用していくために、一つ一つを見直し改善することに重点を置いた。今後、本取組みの定着と運用を目指し、芸術図書館員の養成につなげていくために、現在の司書課程科目の構造的な見直しを考えている。それは、選択必修科目の整備、芸術図書館員養成プログラムの受講条件の設定、そして学部教育や外部機関との連携である。

### ①選択必修科目の整備

司書資格取得のために文部科学省が定めている履修すべき科目は、基礎科目・図書館サービス・情報

サービスに関する科目を含む必修科目と、大学の学部構成や独自の特徴に沿った形での展開が可能な選択必修科目に分かれている。大学によって、この選択必修科目を活用し、図書館総合演習や図書館基礎特論という講義の中で、専門性に特化した司書課程科目を開講している。現在の本学の選択必修科目は、「図書・図書館史」(2年生から受講可)、「図書館サービス特論」(3年生から受講可)、「図書館情報資源特論」(3年生から受講可)、の3科目であり、大学の特徴や専門性に配慮した講義が開講されているわけではない。

そこで、今後この選択科目を活用し、芸術図書館員養成プログラムに特化した科目を開講することを目指す。例えば、図書館基礎特論を「芸術情報資源特論(仮)」として開講し、これまで情報館やマンガミュージアムと共同で実施してきたプログラムや、外部から招聘する講師の講義をこの授業に組み込み、芸術やマンガ等専門に特化した授業内容を組み立てることで、芸術図書館員の認定を目指す学生が集中的に受講できる体制を整備する。

また、選択必修科目群に図書館実習を新たに設置することで、芸術図書館員養成プログラムを受講する学生は必ず実習に行くことを必修とすることを考えている。実習については、現状、司書課程において単位化されておらず、有志学生への提供となっている。司書課程教育において図書館の実務を実際に体験することは、学生の理解を深化させるために有用な取組みである。そういった意味でも、芸術図書館員養成プログラムの内容に現場実習、特に芸術系の大学図書館等での現場体験は、図書館と芸術という双方の体験を同時に得られる機会として講義科目に整備し、必修化していきたいと考えており、新たな実習受入先となる機関の選定や交渉も進めていく。

### ②受講条件の設定

本取組みを進めていく上で、「芸術」図書館員養成と銘打つからには、プログラムを受講することができる学年や学部の条件を設けることが肝要ではないかと考える。例えば、人文学系の知識やデザイン学部系の知識や技術は、芸術図書館員にももちろん必要ではあるが、図書館員としてすでに活用することができるものである。本取組みが目指し、学生の学部教育効果を芸術図書館員養成プログラムにおいて最大化するためにも、受講する学生の学部を芸術学部やマンガ学部限定することで、学生の専門的知識や技術を踏まえた、より専門分野に特化した授

業展開を図ることが可能になると考える。

### ③学部教育や外部専門図書館との連携

そこで重要になってくるのが、本取組みの専門性を高めるために設置する科目の講師陣を学部や外部機関から招聘することである。現在、情報館やマンガミュージアムと共同した取組みの中で、図書館現場からの直接的な教育支援を受けている。支援は、実践を主体とした図書館員による講義、館内見学、そして実習の受入れである。しかし、学生がすでに各学部で学んでいる専門知や技術が、図書館実務においてどのように活用することができるかを学生により強く意識してもらうためには、学部教育との連動も重要な要素である。各学部の専門知や技術が、図書館の実務と関連性があることを、学部の課程内容を知り、司書課程教育とのつながりを授業やカリキュラムに組み込むことで、自覚することができるのではないだろうか。

また、学生が学ぶ専門知や技術が、図書館実務においてどのように活用することができるかを意識させるためにも、学外から芸術系専門図書館において専門資料を管理する図書館員や、芸術活動と並行して図書館で働いている人を招き、芸術分野と図書館運営の専門能力を活かした多様な働き方のモデルを提示していくことが必要である。

現在文部科学省が提示する司書課程教育プログラムにより、画一的な授業を提供せざるを得ない現状では学生の教育効果が最大化することはない。今後、すでに情報館やマンガミュージアムと共同のプログラムを継続して実施していくことはもちろん、事務的な交渉や手続きを進めていく必要がある。まず、選択必修科目群に芸術やマンガについて学ぶことができる科目や図書館実習を設置すること、プログラムを受講できる要件を整備すること、そして、専門性の高い授業を提供するために、学部や外部機関との連携を通して、養成の取組みを確立するための司書課程科目の構造的な見直しを図ることを進めていきたい。

<sup>i</sup> 文部科学省「司書について」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/gakugei/shisyo/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/index.htm) (参照 2020-8-18)

<sup>ii</sup> 文化庁監修「文化芸術基本法」[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/kihon/geijutsu\\_shinko/kihonho\\_kaisei.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho_kaisei.html) (参照 2020-8-18)

<sup>iii</sup> 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学会用語辞典(第5版)』丸善出版株式会社, 2020, p.102.

<sup>iv</sup> 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学会用語辞典(第5版)』丸善出版株式会社, 2020, p.200.